

「指定管理者制度の運用に関する指針」の改訂について

指定管理者制度の運用に関する指針（令和2年3月改訂）について、指定管理者制度の適正かつ円滑な運用を推進していくため、以下のとおり改訂し、令和6年度から運用していく。

1 労働環境チェックシートの活用【P16】

労働環境チェックシートについては、応募団体が法令に基づいた労働環境を整備しているかどうかを確認するため、令和5年度の指定管理者候補者の選定から、応募団体に対して提出を求めている。同チェックシートの活用を図っていくため、指定管理者候補者の募集にかかる申請書類の項目に追加する。

2 選定における区内事業者に対する加点方法の変更【P18】

指定管理者候補者の選定にあたっては、区内事業者の育成とともに、地域経済の活性化や雇用促進を図るため、区内事業者（一部の構成員を区内事業者とする共同事業体を含む）からの応募に対し、採点結果に合計点の5%を加点することで、一定のアドバンテージを付与してきた。

しかし、単独の区内事業者又は区内事業者だけで構成された共同事業体と、一部の構成員を区内事業者とする共同事業体のいずれのケースでも、合計点の5%加点を適用することは、指定管理業務全体における区内事業者の業務割合が著しく低い部分もあり得ることなどを踏まえると、最適な選定基準であるとは言い難い側面があった。

そこで、令和6年度以降の指定管理者候補者の選定では、以下のとおり、一部の構成員を区内事業者とする共同事業体への加点割合を差別化することで、選定基準の適正化を図っていく。

応募団体の条件	加点割合
(1) 区内事業者	合計点の5%
(2) 区内事業者だけで構成された共同事業体	
(3) 一部の構成員を区内事業者とする共同事業体	合計点の2.5%

※区内事業者は、区内に営業拠点の本社・本店を置く事業者とする。

3 インボイス制度への対応【P32】

インボイス制度が令和5年10月1日から全国で導入されたことに伴い、指定管理者についてもインボイスを交付する義務が生じたため、指定管理者によるインボイス制度への対応に関する事項を追加する。

4 その他

所要の規定整備を行う。